

## イ. 管理施設

### ①モニタリング設備

維持管理に関する基準省令(第一条, 第二項, 第十号)及び指導要綱(構造基準, 9 地下水の水質観測用井戸)に基づき、観測井を設置する。

観測井には、モニタリング井戸として埋立処分場の上流と下流に地下水観測井戸、また埋立処分場からの地下水に埋立廃棄物による汚染水の混入可否を早期に発見できるように取水塔内地下水を採水できる設備を設置する。

#### ア. 地下水観測井戸

地下水観測井戸は、埋立処分場の最上流部(施設敷地内における地下水脈の最上流部)と最下流部(施設入口付近)に設置し、地下水を採取して水質検査による管理を行う。その構造は、容易に採水を可能とする口径 100 mm 孔を地下水脈まで挿入するものとし、孔口保護工を設け、維持管理に支障を与えない構造とする。また期別埋立毎に上流観測井を設置する。

#### イ. 取水塔内採水ピット

取水塔内の地下水集水ピットを利用して、地下水を採取する。その構造は、別項「浸出水集排水設備, 取水塔」によるものものとする。

#### ウ. モニタリング設備の配置

モニタリング設備の設置位置を以下に示す。

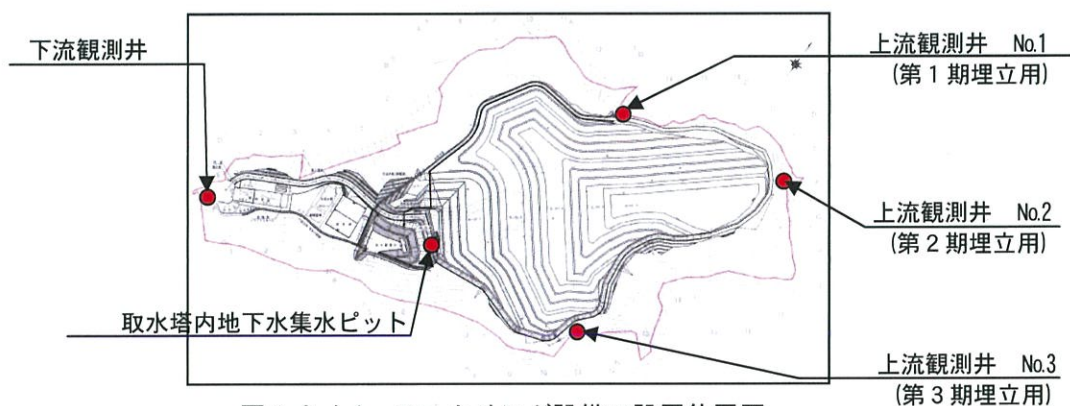


図 1. 6. 4-1 モニタリング設備の設置位置図

### ②洗車設備、道路工、駐車場

#### ア. 洗車設備

基準省令に基づく廃棄物の飛散・流出防止及び、指導要綱に基づく構造基準(12, 洗車設備)に準拠することを目的に、運搬車両の退場時に洗車を行う設備を設置する。

洗車設備計画の要件として、搬入車両は大型車(10t 積み)によるスムーズな利用に配慮し、その構造はプール式を採用する。洗車後の濁水は最寄りの浸出水送水設備(人孔)に接続し、浸出水処理施設にて処理する。

なお、プール底の堆積物は適時浚渫し、埋立処分場へ搬出する。

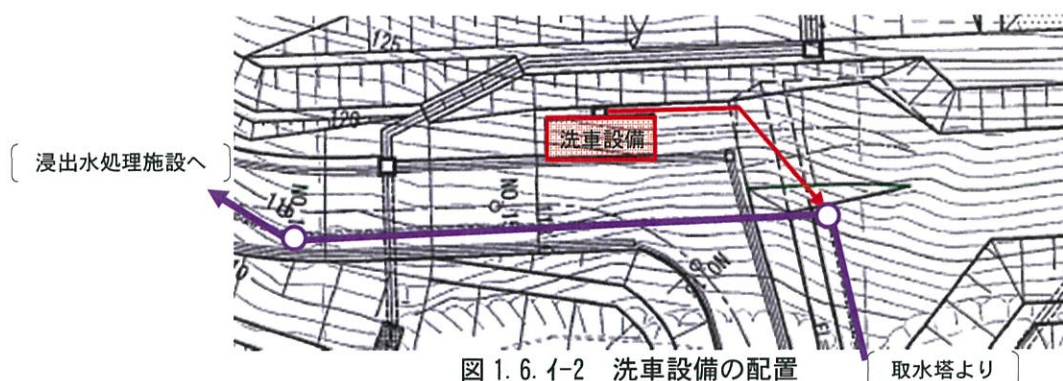


図 1. 6. 4-2 洗車設備の配置

イ. 道路工

管理用として、埋立処分場周りに管理用道路を設置する。

道路の使用用途から、専用道路として第三者の通行がないこと、かつ、地形的に縦断勾配が急なことから、計画にあたっては一般道路規定(道路構造令等)ではなく「林道規程」に準拠して計画する。

管理用道路は貯留えん堤までの搬入道路に続き、埋立処分場左岸外周を通り最終埋立高FH=187.0mに達する道路である。

i. 幅員設定

林道規程による道路幅員は、下表のとおりであり、自動車道1級(一車線)は道路構造令に基づく第3種5級に該当する地方部の市町村道で計画交通量が500台/日未満の場合の車道幅員4.0mを準用し、また、自動車道2級は同じく第3種5級の100台/日以下の場合幅員3.0mを準用している。当該計画においては、通行量が100台/日以下(本来2級)となるが、事業用施設として、利便性を追求する必要性から、余裕を確保すべく「車道幅員4.0m」と設定する。

表 1.6. 1-1 林道規程による幅員

区 分		車線の幅員 (m)	車道幅員 (m)
1 級	2 車線のもの	2.75	—
	1 車線のもの	—	4.0
2 級		—	3.0
3 級		—	2.0 又は 1.8

ii. 縦断勾配等

林道規程による縦断勾配は、積荷の落下防止に配慮すると共に車輛の安全走行を確保するために、なるべく緩くしたいが止むを得ない場合は、下表に示す範囲(2級 20km/h で 16%以下)とする。

表 1.6. 1-2 林道規程による縦断勾配

区分	縦 断 勾 配 (%)							
	1 級				2 級		3 級	
	2 車線のもの		1 車線のもの					
設計速度								
40km/hr	7	10	7	10	—	—	—	—
30km/hr	8	12	8	12	8	12	—	—
20km/hr	9	12	9	14	9	(16) 14	9	(16) 14

※設計速度 20km/hr については、延長 100m 以内に限り上表の縦断勾配の各区分欄の右欄 ( ) 内に掲げる値以下とすることができる。

したがって、「最大勾配 16%」と設定する。なお、舗装構成は、搬入道路と同様とする。以下に管理用道路の概念図を示す。

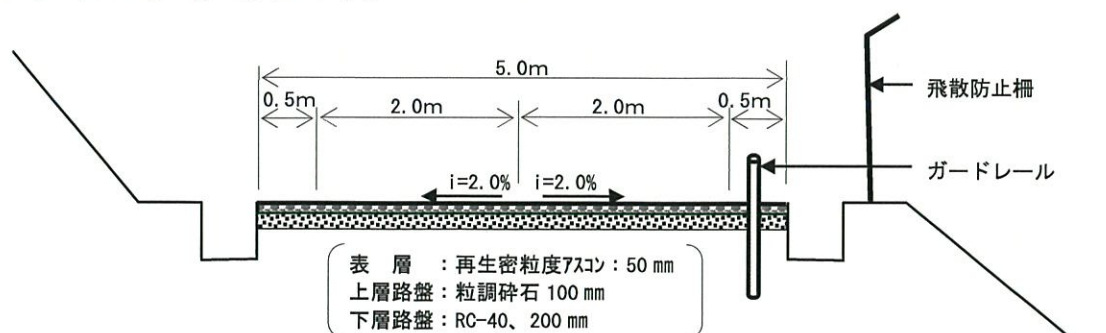


図 1.6. 1-3 管理用道路の概念図

ウ. 駐車場

従業員用の駐車場を駐車場法及び駐車場附置義務条例(建築物の駐車施設の附置に関する条例)に準拠して設置する。

1 台の駐車マスは、駐車場附置義務条例により以下のとおり設定する。

駐車マスの条件	⇒	設定規格
①2.5m×5.0m		①2.5m×5.0m : 7台
②ただし、附置する台数の10分の3(小数点以下切下げ)については、2.5m×6.0m		②2.5m×6.0m : 2台
③②のうち少なくとも1台分は、車椅子用に3.5m×6.0m。		③3.5m×6.0m : 1台
※ただし、特殊の装置(機械式)の場合、上記規定は適用しない。		計 10台

駐車場の配置を以下に示す。

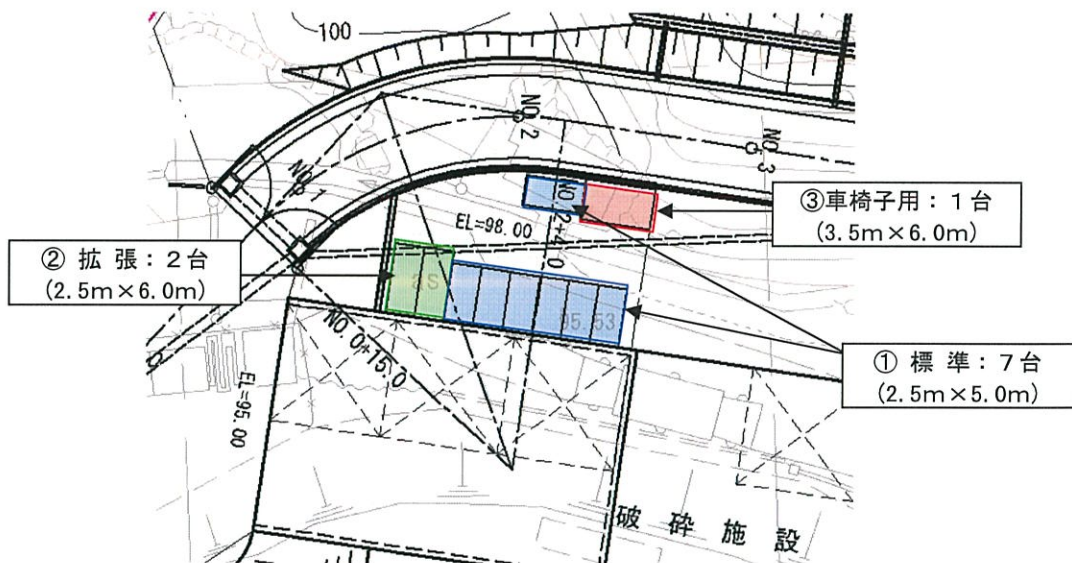


図 1.6.4-4 駐車場の配置

### ③管理棟等

#### ア. 管理棟

管理棟に求める機能は、搬入管理と作業従事者の作業環境の確保であり、必要設備は計量設備（ハードとソフトの両面）と事務室、食堂・会議室・休憩所等の居室及び備品倉庫やトイレ給湯室を配置する。また、従業員用及び来客用の駐車場を併せて設置する。

なお、よりコンパクトに効率的な設備配置として、2階建ての管理棟とする。

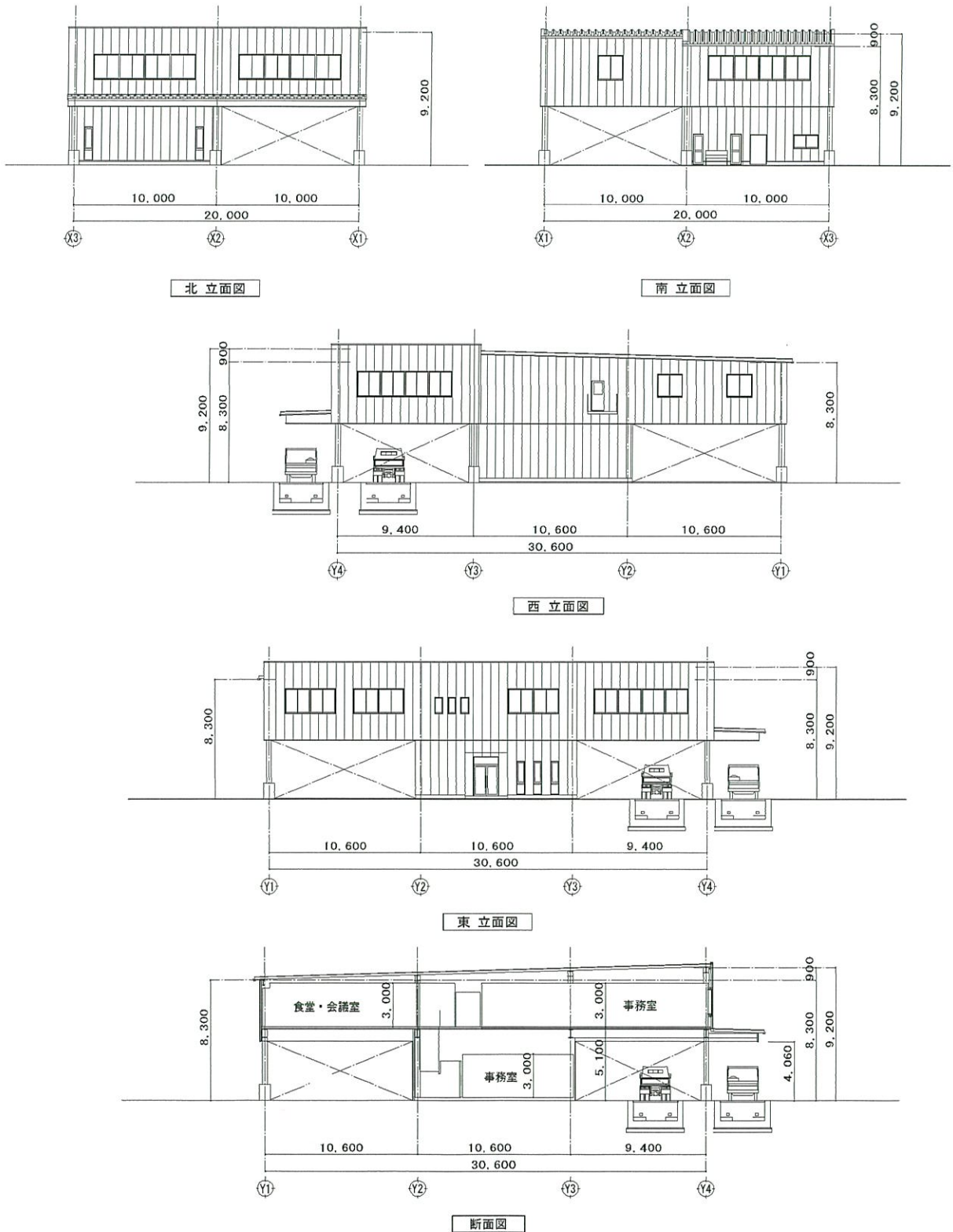
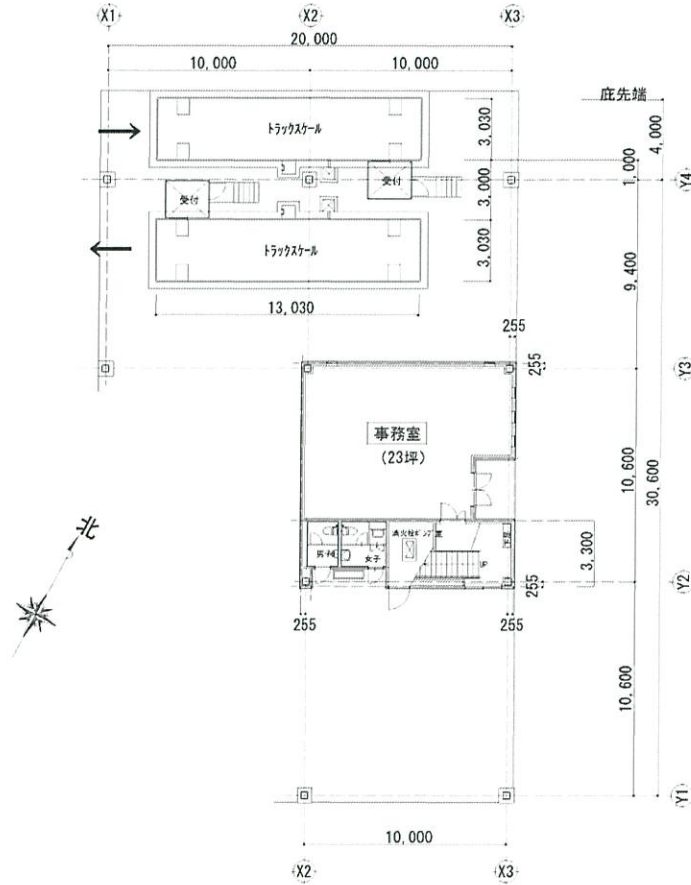


図 1.6.4-5 管理棟建屋立面図(1/2)

【1階平面】



【2階平面】

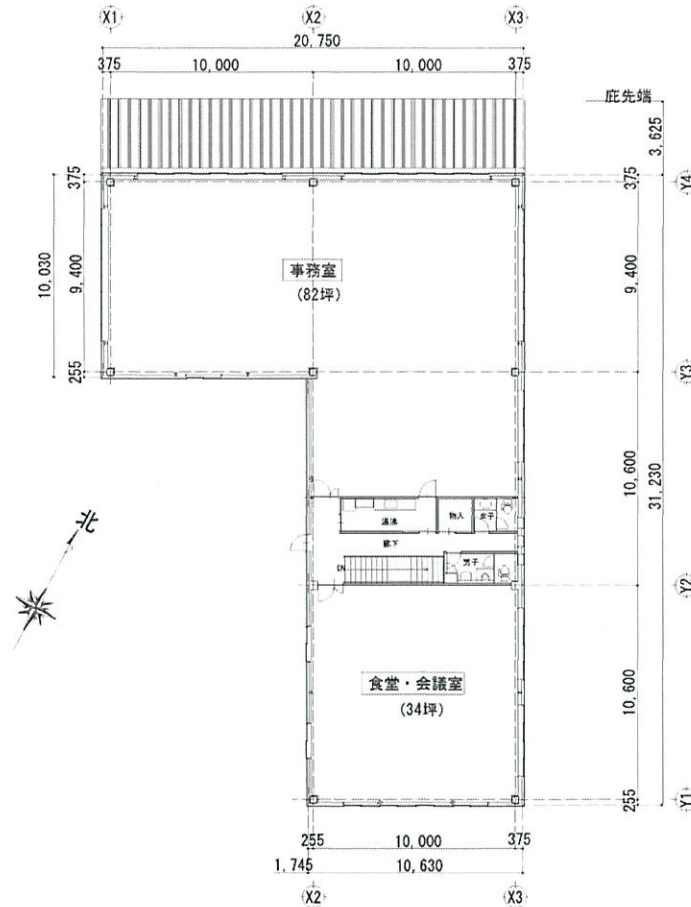


図 1. 6. 1-5' 管理棟建屋平面図 (2/2)

### イ. トラックスケール

法令（施行規則第十二条の六, 第一項, 第一号）に定める計量設備として、トラックスケールを設置する。搬入車輛の指定登録が煩雑（搬入業者が特定できない）となることから、入場時（積荷）と退場時（空荷）の2回計量を必要とし、トラックスケールは2基設置する。

トラックスケールの仕様は、「秤量 50 t（積載 10 t、車輛重量 20～25 t）」とする。  
なお、動線を考慮したスロープの必要が無いピット埋込み型を採用する。

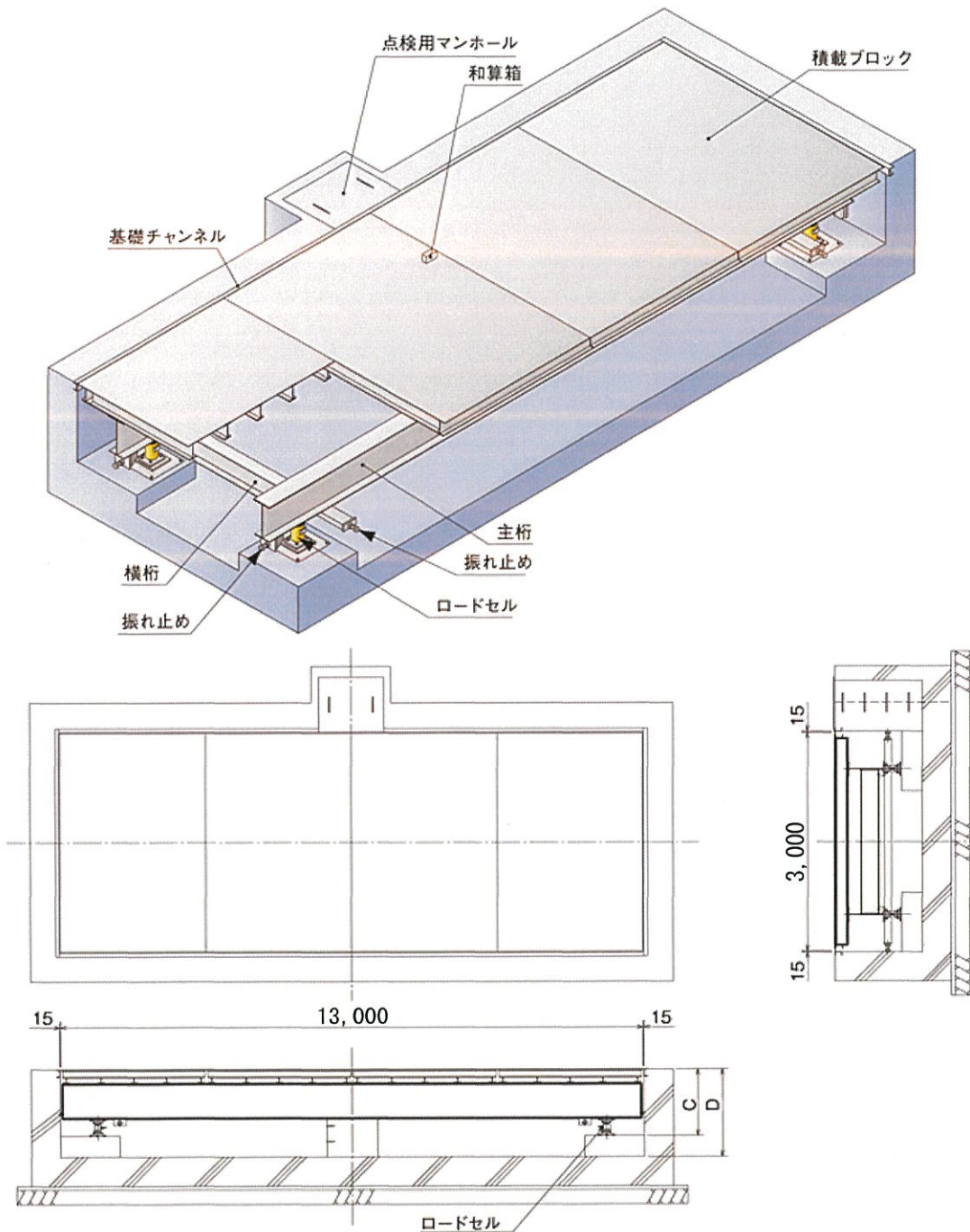


図 1.6. 1-6 トラックスケール概念図